

理事長挨拶

理事長 中村 康彦

上尾中央医科グループは、昭和39年に上尾市立病院を引き継ぎ、上尾中央病院として開設したのが始まりです。当時は冷暖房の設備も無く、石炭ストーブで暖をとりながら診察し、昼夜の別無く病院に泊まり続けて24時間の救急体制を行って参りましたが、現在では、上尾中央総合病院を基幹に、病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、看護専門学校、リハビリ学校等々を有するようになりました。この上尾中央医科グループの一員として“高齢者総合福祉施設 あげぼの”は平成8年10月に開設し、地域の皆様、高齢者の方々と共に歩みを進めて参りました。平成20年には「ころぼっくる保育園」そして、平成23年には2つ目の保育園となる、「ころぼっくる第二保育園」を“あげぼの”施設内に開園することにより、高齢者の方々と子どもたちが触れ合う機会を多く作り、高齢者の方々には、癒しと心の活性化を、子どもたちには豊かな情操を育てていこうと考えております。

「ころぼっくる」の由来



「ころぼっくる」というのは、アイヌの言葉で「ふきの葉の下にいる、幸福をもたらす小人の神様」を表します。上尾中央医科グループ及び、社会福祉法人 彩光会は、子どもから高齢者の方まで、健やかで幸せに過ごすことができるように、一人ひとりを大切にし、心をこめて接していきます。

ようこそ ころぼっくる第二保育園へ

★ころぼっくる第二保育園の理念

- ・ 安心で安全な保育園
- ・ 愛し愛される保育園
- ・ みんながほっとできる保育園

★保育目標

- ・ 明るく元気な子ども
- ・ 思いやりのある子ども
- ・ 意欲的な子ども
- ・ 感性豊かな子ども



★保育方針

- 1 安心で安全な環境の下で友達と遊び、健康な身体と豊かな感性を育てる。
友達とのさまざまな遊びを通して、身体づくりをするとともに、意欲や創造性を伸ばし、楽しさ、悔しさ、優しさ、悲しさ等、人としての感性を育む。
- 2 身近な自然や生活の中にある “本物” に触れ、実体験し、五感を育てる。
視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚すべてを大事にし、身の回りにある自然や物、実際の体験を通して生きる力を育てる。
- 3 周囲の人との温かい信頼関係をつくる。
同年齢、異年齢の友達とさまざまなかたちで触れ合い、また、周囲の大人たちに愛されることにより、思いやりや、人との信頼関係の基礎をつくる。
- 4 「その子らしさ」を大切にして、一人ひとりの成長をしっかり受け止める。
他の子と比較して無理に合わせようとせず、その子なりの成長を確認し、認め、伸ばす。

★保育時間

(月)～(金) 7:00～20:00 (土) 7:00～12:00

なお、満6か月未満の乳児は8:30～17:00までの利用となります。

保育園開所時間	7:00	20:00
	[]	

保育標準時間認定	7:00	17:59	18:00	20:00
	利用可能な時間帯		時間外・延長保育(有料)	

保育短時間認定	7:00	8:29	8:30	16:29	16:30	20:00
	時間外・延長保育(有料)		利用可能な時間帯		時間外・延長保育(有料)	

- ※ 保育短時間認定の方は、原則として時間外保育は利用できません。
- ※ なお、時間はタブレットで各自打刻していただき、延長料金発生の場合は、打刻時間にて集計致します。打刻は必ず保護者が行い、子どもにはタブレットを触らせないよう、ご協力お願い致します。

★延長保育

時間外保育	18:00	18:14	18:15	18:29	18:30	18:44	18:45	18:59
	50円		50円		50円		50円	

※ 18:00の打刻より50円が発生します。15分ごとに50円プラスされていきます。

延長保育(1歳～)	19:00	19:29	19:30	19:59
	30分:350円		30分:300円	

※ 19:00の打刻より350円が発生します。19:30の打刻より合わせて650円になります。

- ・ 19:00 ～ 20:00 が延長保育時間になります。
 - ・ 延長保育を希望する場合は、保育園に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。
 - ・ 20:00以降は5分おきに超過料金が発生します。
- ※ 突発的な延長を希望する場合は、できるだけ早く保育園にご連絡下さい。

★受け入れ保育期間について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入園当初の約2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、ご家族や お勤め先と調整していただき、ご協力ください。何より お子様の慣れ具合に合わせて参ります。どうぞよろしく願いいたします。

★土曜保育について

- ・土曜保育については通常保育が8:30~12:00 最大でも7:00~18:00 までです。(保育標準時間認定の方には、土曜の延長保育料は、かかりません。)
- ・0歳クラスの園児については給食の関係上お預かりしていません。
- ・保護者の方が、共に勤務の場合のみ お預かりします。土曜保育を希望する方は、別途 土曜就労証明の提出をし、利用申請書に記入の上、お申し込み下さい。

★休園日 日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29~1/3)

ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。(P.5・6 参照)

★休日保育について

上尾市では、私立保育園2か所(保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日)で休日保育を実施しています。対象児童は1歳児クラス(4月1日時点で満1歳以上)から小学校就学前までの児童です。

《利用できる曜日と時間》

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。

ただし年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

時間：(標準時間認定の場合) 午前8時00分から午後6時00分まで

(短時間認定の場合) 午前8時30分から午後4時30分まで

日曜から土曜日までの1週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、**6日間の利用**範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日又は土曜日1日保育所はお休みしていただくようになります。

利用料： 通常保育の保育料に含まれます。

定員： 10名

利用方法： 実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

《利用登録・利用予約・お問い合わせ》

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台1-1-18 TEL:048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL:048-770-0880

★風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※ 詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課まで お問い合わせください。

① 臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内すべての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR 東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定時後に、翌日の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇ 自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日に JR 東日本の経過運休が発表された場合も休園措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉・[ころぼっくる第二](#)・泉の森・つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

② 保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内のすべての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員10名） 上尾市立上尾西保育所（定員10名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時園校決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生時の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎が出来る家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8時30分～17時00分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル、お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある。（前日判断）

★定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス	いちご	ばなな	りんご	もも	ぶどう	めろん
定員	6	10	11	11	11	11

★職員構成

園長・保育士・調理師・栄養士・事務員・保育補助

※なお、献立は「ころぼっくる保育園」の管理栄養士が作っています。

★送迎について

- ・ 欠席・遅刻は、午前9時までに必ず連絡してください。
- ・ 送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は前もってお知らせ下さい。なお、成人（20歳以上）していない方による送迎はできません。
- ・ 車上荒らしの被害が多発しています。貴重品は車内に置かず、必ず身に付けて送迎してください。

★保育園児童要録について

保育所保育指針に基づき、保育園に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を保育園から就学先となる小学校に送付いたします。

★プライバシーの保護について

園では個人情報を守る為、書類の管理や廃棄の徹底を行っています。
保護者の皆様も園で知り得た個人情報(写真、ビデオを含む)の取り扱いは十分に配慮するよう、ご協力下さい。

★届出について

家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など）、税額、勤務先の変更があった場合、保育園の入所要件(退職、傷病等の回復により保育ができる状態になったとき、出産要件入所で出産後3か月を過ぎたときなど)に該当しなくなった場合は、保育園または市役所に届出をして下さい。健康保険証の変更についてもお知らせ下さい。

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育園または保育課に届出をしてください。

1. 家庭の状況に変更があった場合の届出

	内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更		支給認定変更申請書		事実発生後速やかに
②	氏名の変更		支給認定変更申請書		
③	家族構成に変更がある場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	支給認定変更申請書	①配偶者の勤務証明 ②配偶者の住民税課税証明	
		離婚	支給認定変更申請書	調停中の場合…調停申立書または期日通知書	
		同居家族増	支給認定変更申請書		
	死亡	支給認定変更申請書			
④	税額(所得税・住民税)に変更があった場合		支給認定変更申請書		
⑤	勤務内容(会社、勤務場所、時間、日数等)が変わったとき		支給認定変更申請書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更をする場合は、申請書にその旨を記入		
⑥	育児休暇を取得・復帰したとき		取得…休業期間が明記された勤務証明書 復帰…育児休業復職証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。利用解除申出所をご提出ください。継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(勤務証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2カ月以内に保育が必要なことの証明書を提出
②	傷病等が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3カ月経過するとき	出産後3カ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い仕事を辞めた場合、出産予定日の3か月前より保育所入所要件が「出産」となります。出産後3カ月後末までに証明書が提出されない場合は退所となりますのでご注意ください。

★育児休業期間中の保育所入所期限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6カ月になる月の月末までが入所期限です。入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。その他不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問い合わせください。

★給食について

【給食内容について】

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0・1・2歳児クラス	○	○	○
3・4・5歳児クラス		○	○

※0・1・2歳児クラスは完全給食です。(保育料に含まれます。)

※3・4・5歳児クラスも完全給食ですが、実費徴収となります。

【幼児教育・保育の無償化及び給食費（主食・副食費）の実費徴収について】

令和元年10月から、保育所等では3～5歳児クラスに在籍するお子様については、教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。

また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

ただし、3～5歳児クラスについては、主食費に加えこれまで保育料に含まれていた給食の食材にかかる費用については、保護者の皆様のご負担となります。当園では、主食分（2,250円）と副食分（4,750円）を併せた給食費（7,000円）をお支払いいただくこととなります。次月引き落としとなります。

※ 給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※ 食材発注の都合があるため、事前に長期欠席（2週間以上）がわかる場合は、欠席の6日前（閉所日は除く）までに所定の用紙にてお申し出ください。減額になる場合があります。(詳しくはご相談ください。)

【給食の献立について】

- ・ 献立表は、前月末までに配布します。
- ・ 当園は ころぼっくる保育園の管理栄養士が作成した献立を使用しています。(毎月1回、園長・保育士・調理師が給食の打ち合わせを行っています。)
- ・ 栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ・ 旬の食材、行事食を取り入れています。
- ・ 薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

【食器について】

現在保育園では、「強化磁器・陶器」を使用しています。陶磁器は、ご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。

また、陶磁器を使用することによって、食器は落とすと割れるということを理解し、物を大切に作る心が育ちます。そして、器をしっかり持つ、姿勢を良くするといった食事へのマナーが身につくようになります。

【家庭へのお願い】

朝食は、必ず食べてから登園させていただきますようお願いいたします。

【食物アレルギーの対応について】

当園は管理栄養士が常駐していないので園での除去食は作っていません。ご家庭から、ご協力をいただき、完全除去にしています。詳細は お問い合わせください。

お子さんのケガについて ご理解いただきたいこと

日々の生活の中で、皆さんのお子さんは必ずケガをする、ということをご理解ください。すり傷や切り傷だけではありません。歯が折れる、骨折をするといった出来事も十分に起こり得ます。それは保育園に限らず、ご家庭でも起こります。

生まれた直後から、子どもは色々なことを試します。自分自身の体も興味の対象ですし、体を使って子どもは色々なことをします。それは、子どもにとっては楽しいことであり、すべてが学びです。そして、立ち上がれば倒れます。歩き出せばつまずき、転びます。走れば転び方も大きくなります。園庭の真ん中で元気に追いかけてっこをしている年中児や年長児でも転びます。転び方によっては歯が折れるかもしれませんし、骨折するかもしれません。まったくケガをしない時もあるでしょう。

保育と教育の専門家として私たちは、「子どもがする必要のないケガ」は、出来る限りさせない努力をします。「子どもの命を守る」取り組みもします。成長発達に合わない活動や明らかに危険な活動は、させませんし、そういった活動でお子さんがケガをした場合には、私たちの取り組みと活動を見直します。けれども、成長発達に合った活動、子どもの育ちにとって必要な活動によって起こるケガについては、「育ちにとって必要なこと」として、保護者の皆さんのご理解をお願いしたいと考えます。

たとえば次のような活動中は、保育者が子どもたちに注意を促しますが、活動の性質上、保育者がケガ自体を防ぐことはできません。

- ・鬼ごっこやかけっこ：当園では、1歳頃から始めます。
⇒ぶつかる、つまずく、滑る等によるケガが起きます。
- ・土手遊び：当園では、0歳頃から始めます。
⇒つまずく、滑る等によるケガが起きます。
- ・ソリ遊び：当園では、1歳頃から始めます。
⇒乗っている間に落ちる、転ぶ等してケガが起きます。
- ・縄跳び：当園では、3歳頃から始めます。
⇒つまずきや縄が身体に当たる等によるケガが起きます。

また、子どもが鉄棒をしている時や、ツリーハウスや登り棒などの高い場所に登っている時は、子どもに「手を離さない」よう伝えながら見守りますが、転落自体は防ぐことができない可能性が高く、また、転落した子どもを保育者が必ず支えられるわけではありません。跳び箱などの活動も同じです。

★

★

★

子どもたちは毎日、色々なことが少しずつ出来るようになっていきます。私たちは専門家として、色々なことが安定して出来ていくように支援し、新しいことに挑戦していくように促していきます。例えば、跳び箱を跳べるようになるまでに、子どもたちは乳児期からさまざまな運動遊びをして、「跳び箱を跳ぶ」という動きにつなげていきます。乳児期の運動遊びの中でも、転んだり、滑ったり、ぶつかったりして小さなケガは起こります。

私たちはこれから、それぞれのお子さんの「出来始めていること」「出来るようになってきていること」「新しく挑戦しているけれども、まだ出来ないこと」などを保護者の皆さんにお伝えしていきます。子どもたちが成功したことだけでなく、失敗したことも出来る限りたくさんお伝えしていきます。保護者の皆さんに、子どもたちが頑張っている姿、「負けたけど楽しかった!」「今度は頑張る!」という前向きの姿、「痛くないよ!これくらい平気!」という乗り越える姿をお伝えすることも、私たちの仕事だと考えているからです。

保育園の活動について、お尋ねや、「これはちょっと心配…」「これはこういうふうにしてみては?」といったご意見がありましたら、園長または職員にいつでもお伝えください。皆さんのお子さんが、どんなことにも挑戦し、痛みも乗り越え、力いっぱい生きていける大人に育つよう私たちも力を尽くします。どうぞよろしくお願い致します。

重要事項～園生活詳細について～

保育園は、『保育所保育指針』に則り「子どもの最善の利益」を大切に保育して参ります。その際に園と保護者様の間には信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解、ご了承ください。

1) 園では子どもたちの関わり合いに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどでのケガが起こります。保育者は国が定める対比人数で保育を行っており、ケガを予防できないことも多々あり得ることをご理解ください。

2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。

3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、家庭からのケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝お伝えください。これは、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。

4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくない、認めたくないと感じることもあると思いますが、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あることをご理解ください。

5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食については、起こらないようできる限り努めてまいります、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。

6) 子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者との信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも主任・園長・第三者委員までお声がけください。

7) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから園が行える感染機会を下げる取り組み（手洗い、消毒、マスク着用等）はしますが、感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等のご協力をお願いします。

8) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び／または、園と保護者との信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

★ 保育園の一日の流れ ★

時間	保育内容	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	合同保育	順次登園 検温・視診	順次登園 視診	順次登園 視診
8:30 9:00 10:00 11:00 11:30	原則的な保育時間	あそび おやつ おむつがえ あそび 昼食（離乳食）	あそび おやつ 排泄 あそび 昼食	年齢に応じた活動 昼食 着替え はみがき・うがい おひるね
14:30 14:45 15:00		おむつがえ おやつ	排泄 おやつ	排泄 おやつ
16:00		あそび おむつがえ	あそび 排泄	降園準備
16:30	合同保育	順次降園	順次降園	順次降園
18:00	時間外保育			
19:00	延長保育		おやつ（補食）	おやつ（補食）
20:00	保育終了			

- ※ 延長のおやつ（補食）は延長保育者対象になります。
- ※ 0歳児は一人ひとりのリズムに合わせて生活します。

★ 用意して頂く持ち物 ★

次のページの写真は分かりやすくしてあります。大きさは下記を参照してください。

品名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
バスタオル	○						オムツ交換時使用します
①食事用エプロン	3枚	3枚	3枚				①②毎日持ち帰り洗濯します
②口拭きタオル	3枚	3枚	3枚				ハンドタオルサイズ
紙オムツ	○	○	○	○			おしり側に名前を記入
おしり拭き	○	○	○	○			
コップ	○	○	○	○	○	○	
コップ袋	○	○	○	○	○	○	コップが入る大きさの中着型
スタッキング ベッド用シーツ	○	○	○	○	○	○	133cm×58cm
掛布団	○	○	○	○	○	○	約120cm×85cm カバー付き
午睡用バスタオル	○	○	○	○	○	○	季節に応じて選択できるものをお持ち下さい
着替え	○	○	○	○	○	○	(0~2歳)上下3組以上、下着も含む (3~5歳)上下2組以上、下着も含む
ビニール袋 (汚れ物入れ)	2枚	2枚	2枚	1枚	1枚	1枚	持ち手のあるタイプ
汚れ物用バック	○	○	○	○	○	○	持ち手付き (45cm×45cm)
手拭きタオル	○	○	○	○	○	○	ひも付きタオル
上履き			△	○	○	○	白の無地
上履き入れ			△	○	○	○	上履きが入る大きさの袋
パジャマ			△	○	○	○	各クラスの指導計画に基づき連絡します
パジャマ袋			△	○	○	○	約40cm×45cm 中着型 (ヒモは短めに)
通園リュック				○	○	○	
はし(3点セット)				○	○	○	
靴(園庭用)	全クラス一人一足						園庭で遊ぶ時に使用

※ △印の物については担任にご相談ください！

★入園時に持参して頂くもの

持ち物にはすべてに名前を書いて下さい。



〈汚れ物バック〉

※45 cm×45 cmくらいの物



〈ヒモ付きタオル〉



〈食事用エプロン〉
0~2歳

※簡単につけられる物でお願いします



〈パジャマ袋〉



※割れにくいものでお願いします

〈コップ〉



〈コップ袋〉



〈通園リュック〉

※主にコップ・はし・おたより帳を入れます
キーホルダー等は1つでお願いします



〈はし・はしケース〉



〈ベットシーツ〉

※133 cm×58 cm
手作りされる方は別紙をご覧ください

★服装について

持ち物にはすべてに名前を書いて下さい。

- ・衣類は清潔で活動しやすいもの。
- ・フリズボン、タイツは避けて下さい。
- ・危険防止のため、スカート、キュロット、フード付きの服、裾が広がっている服、ビーズ、スパンコールのついている服（下記の写真のような服はご遠慮ください。）



★家庭からの玩具の持ち込み、キーホルダー、ワッペン等について

園への家庭用玩具の持ち込みは他の園児にとっても魅力的であり、触れたい、遊びたいものとなります。登園時の玩具は子どもたちの心の支えになっているかとは思いますが、破損や紛失等の恐れがある為、車もしくは自転車までとして頂き園玄関内へは持ち込みはご遠慮願います。

また、キーホルダーやワッペンなどにつきましても園での決まりがありますので下記をご確認下さい。

1.家庭の玩具について

- ・園内には持ち込まず車や自転車まででお願いします。

2.キーホルダーについて

- ・リュックに1つまで可。キーホルダーとは別にお守りは1つまで可とさせて頂いております。（キーホルダーはチャックの開閉時に引っ張りやすいため1つまでは可。お守りも同様です）

※剣や刀の形等 先が鋭利なものやビーズやスパンコール等壊れやすいものはご遠慮ください。

3.缶バッチについて

- ・破損した場合に針で怪我をする等 危険が伴う為禁止とさせて頂いております。

4.カラー帽子へのワッペンについて

- ・カラー帽子へのワッペンは以前より禁止とさせて頂いております。（カラー帽子は子どもたちの頭を守るもの、また、保育者が人数把握を行いやすくするためかぶっています。装飾等はお控えください。）

★健康管理について

保育園では、内科健診（年２回）、歯科検診（年１回）、検便検査（年１回）を実施します。身体測定は毎月、実施します。

★保育所でのケガ・急病のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入いただいています。

保育中及び登園時・降園時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は園と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間２９０円です。

★与薬についてのお知らせ

投薬することは医療行為なので、看護師や医療従事者しかおこなってはいけないと法律で決められています。ですから看護師が居ない当園では、基本的に お薬をお預かりすることは出来ません。病院で薬を処方してもらう際には、家庭で薬を飲むよう一日２回にさせていただくか、登園直前、降園直後、寝る前というように工夫をいただくよう、ご協力をお願い致します。

あくまで保育園は、健康なお子さんを集団で保育する場ですので、個別の対応（夏場に水遊びができない。冬場に外に出られない）が必要なときには、病児・病後児保育室（ころぼっくる保育園）のご利用をお願い致します。登園の目安は、集団での活動が可能であることです。もしも、薬について特別な配慮が必要な場合には、個々に担任にご相談ください。

★病気について

１．アプリの連絡帳で お子さんの健康状態を お知らせください

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。いつもとお子さんの様子が違うときは、必ず、対応する職員に直接お知らせください。

２．こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、明らかにいつもの様子と違うときなど、お子さんの症状によっては発熱に限らず連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

３．感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、アプリにてお知らせ致します。もしも、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は、すみやかに保育園に連絡してください。（伝染性の感染症についてはP17・P18をご覧ください）

４．熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー、小児喘息など、日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、まずは、担任までご相談ください。

★病児・病後児保育

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在 病児・病児保育室 2 か所 病後児保育室 2 か所の合計 4 か所の施設があります。病気の症状（急性期、回復期）によって、実施施設が異なります。※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課まで お問い合わせください。

【病児・病後児】 さくらクリニック 《どんぐりルーム》 生後6カ月から

・上尾市大字上小村 542-1 TEL: 048-871-8630
(病後児保育) 月曜日～金曜日 8:00～18:00

かわかみこどもクリニック 《オープンセサミ》 生後6カ月から

・上尾市藤波 3-187 TEL: 048-871-3116

【病後児】 ゆうゆうくじら保育園 《くじらのおうち》 生後2カ月から

・上尾市原市 3870-1 TEL: 048-721-3781

ころぼっくる保育園 《たんぽぽ》 生後7カ月から

・上尾市小泉 5-7-4 TEL: 048-771-2701

感染症対応について

感染症または、その疑いがある場合は、お休みしていただきます。ご自宅で、ゆっくり休息をとり、回復してから登園して下さい。お子さまの状態にあわせて、病後児保育などもご利用ください。意見書の提出については下記の表にて、ご確認ください。

医師の記入による意見書が必要な感染 (厚生労働省ガイドラインより)

☆ 登園する時は、医師の記入による意見書の提出をお願いします。(園の指定用紙をお使い下さい)

病名	主な症状	潜伏期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発熱、咳、くしゃみ、結膜炎、発疹が出る。	10～12日	解熱後3日経過してから
水痘 (みずぼうそう)	発熱とともに、水泡の発疹が出る。	2週間程度	全ての発疹がかさぶたになってから
風疹 (三日はしか)	軽い風邪症状、発熱とともに発疹が出る。	14～21日	発疹が消えてから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、耳の下が腫れる。	2～3週間	耳下腺等の腫れが現れてから、5日を経過し、全身状態が良くなってから
インフルエンザ	発熱、咳、喉の痛み、関節の痛みがある。	24～72時間	発熱後5日間及び解熱後3日を経過してから
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が夜中に多く続く。	6～20日	特有の咳が消えてから
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、のどが赤くなる目の充血、目やにが出る。	5～7日	主要症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎	目が急に赤くなり、瞼が腫れて目やにが出る。	5～12日	結膜炎の症状が消えてから
結核	咳、痰、発熱(微熱)等の症状が長く続く。		医師により感染の恐れがないと認めてから
腸管出血性大腸菌感染症 (O157等)	下痢(血便に移行することもある)腹痛、吐き気・嘔吐もみられる。	2～9日	症状が治まり48時間をあけて、連続2回検便で菌の陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	目の充血、目やに、ゴロゴロ感がある。白目に出血がみられる。	1日前後	医師により感染の恐れがないと認められてから
新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、だるさ、頭痛呼吸困難、下痢など	1～14日間	発症後5日間経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害	2～10日	医師により感染の恐れがないと認められてから

☆ 保育園は集団生活の場です。病気はうつしても、うつされても嫌なものです。お互いに注意し合って早め、早めの対応を心がけて気持ちの良い園生活を送れるようにしていきましょう。

医師の診断を受けてから登園するのが望ましい感染症

☆医師の許可を得てから登園し、担任に病院名・許可を得た日をお知らせください。
(意見書は必要ありません)

病名	主な症状	潜伏期間	登園の目安
溶連菌感染症	発熱、発疹、いちご舌、喉が赤く痛みがある。	1～7日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過しており、全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス等)	激しい嘔吐と下痢、かぜの様な症状を伴う。	1～3日	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
手足口病	手のひら、足の裏、口の中に米粒大の水疱ができる。	3～5日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS 感染症	咳、鼻水、発熱などかぜ症状からゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	2～8日	呼吸器症状が消え、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱、咳等のようなかぜ症状で咳が長引く。	14～21日	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発熱、喉の奥に水疱ができ痛い。食欲減退。	2～4日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
帯状疱疹 (ヘルペス)	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。	2週間程度	すべての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹	突然高熱が 3～4 日続き、熱が下がると同時に、全身に発疹が出る。 (生後 6 か月～1 歳位まで)	/	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性紅斑 (りんご病)	ほおがりんごのように赤くなる。 手足、お尻に発疹ができる。	10～20日	全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫刺されなどを掻き壊して細菌がつき、水疱ができて広がる。	2～10日	伝染することも考えられるため、医師の診断を要する
伝染性軟属腫 (水いぼ)	ピンクまたは白の小さな丘疹で、中央にくぼみがある。	2～7週間	伝染することも考えられるため、医師の診断を要する
頭じらみ	耳の後ろ、後頭部を痒がる不眠などの原因になる。	卵は 1 週間で孵化、幼虫は 2～3 週間	治療・駆除を開始してから
疥癬(かいせん)	赤い小さなぼつぼつが体、腕、脚などに見られ、痒みを伴う。	2～6週間	医師の診断を要する